

新潟県青少年健全育成県民会議広告掲載基準

1 業種又は業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は業者は広告の対象としない。

なお、広告掲載申込から広告掲載前においてこれらの業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずるものと認められるに足りる相当の理由があるもの
- (3) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第 2 条に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない者
- (8) その他適当でないと会長が認めるもの
例えば、次のようなものをいう。
 - ア 医療行為に類似したサービス又は医療用具、器具に類似した商品に該当するもの
 - イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれらに類する取引に該当するもの
 - オ 興信所、探偵事務所等に該当するもの
 - カ 占い、運勢判断等に該当するもの
 - キ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の者
 - ク 社会的信用を損なうような不祥事を起こした者

2 広告の掲載基準

広告内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

なお、広告掲載申込から広告掲載前においてこれらに該当するに至った場

合も同様とする。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

イ 人権、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア たばこ、酒に関するもの

イ ギャンブルに関するもの

ウ その他青少年の身体、精神又は教育に有害なもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む。)

ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

- の(宗教団体の広告を含む。)
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張にあたるもの
例えば、次のようなものをいう。
ア 個人又は団体の意見広告
イ 世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (7) 比較広告
例えば、次のようなものをいう。
ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者の推せん若しくは後援を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示があるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
例えば、次のようなものをいう。
ア 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なもの
ウ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
例えば、次のようなものをいう。
ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せず、実際よりも又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現(合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。)
イ 射幸心をあおる表示又は表現
ウ 誇大な表現を含むもの
エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を利用して権威づけようとするもの
オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させるもの
カ 他人名義の広告
キ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供

に係るもの

ク その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現(まぎらわしい
体裁、表現で、広告であることが不明確なものを含む。)

(10) その他不適切と認められるもの

例えば、次のようなものをいう。

ア デザイン等が紙面と著しく違和感があり、見る者に不快感を起こさせるもの

イ 個人又は法人の名刺広告

ウ 新潟県青少年健全育成県民会議が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの

エ 品位を損なう表現のあるもの

オ 投機を著しくあおる表現のもの

カ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

キ 謝罪、釈明などのもの

ク 尋ね人、養子縁組、結婚相談、交際紹介などのもの

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

附 則

この基準は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。